

第7期 雲南市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和3年4月20日（火） 13:30～14:40

2. 場 所 市役所5階・全員協議会室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	6番 高橋美佐子
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

4番 堀江 広孝 5番 柳原 昌広

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田勇二 管理監 田部公利 主査 白築 香 主幹 土江慶彦
主事 新田悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第77号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第78号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第79号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第80号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第10回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、17番佐藤博子委員、2番板持斉委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分報告（常設審議委員案件）について ・農地法第4条第1項第8号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地法4条及び5条（農地転用）の規定による許可申請書の取り下げ願の受理について ・農地法第5条第1項の規定による届出の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長 事務局	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。それでは最初に、議第77号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。 議案書7ページ。議第77号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。今月は4件の申請が出ております。議案書8ページをご覧ください。図面資料は1ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の4筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は3,850㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難なため。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を主宰するということです。この案件は雲南市へ移住され空き家も農地もすべて取得された事案です。下限面積を超えての農地の取得ですが地元委員や地域の方との面談等を行い農地の経営計画などの確認等ができております。土地代、確認委員は議</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は62㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難であり譲受人の求めに応じて農業用施設と共に譲渡す。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業用資材の保管場所として利用するという事です。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は1,186㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり耕作が困難になったため後継者に譲渡する。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するという事です。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書の通りで、申請面積は187㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は転居し管理ができないため。譲受の申請事由は空家付農地制度を利用するという事です。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>議長 　ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>10番 　はい</p> <p>議長 　はいどうぞ</p> <p>10番 　10番です。申請番号1番について補足説明します。2月19日に空家付農地の取得ということで、土地管理者や隣の家の方で水田を耕作している方、事務局2名と私で譲受人へ聞き取り調査を行いました。連休明けまでには入居して農業がしたい希望をもっておられ、農地取得後は、経験はないが教えてもらいながら農業をしたいとのことです。将来の展望等については、農業体験ができるような場所を作って、民宿を営みたい希望を持っていらっしゃいます。作付けについては、稲作、野菜等と水田の一部で眞籠を考えているとのことです。眞籠の苗については刈り取りの手伝いをしたことがあるので、様子がわかるとのことです。眞籠の植え付けについては草刈り等の管理をする。農機具の扱いは、草刈り機は使用できるが、他の農業機械は使えないので教えてもらいながら覚えたいとのことです。不安に思うことを尋ねたところ、近くに娘さんが嫁いでいるし、知人もいるので不安はないとの事でした。地域との交流は、自治会に加入して共同活動に参加するという事でした。以上についてご審議をよろしくお願ひ致します。</p> <p>議長 　他に補足説明はございませんか。</p> <p>17番 　はい。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 17番	<p>はい。どうぞ。</p> <p>17番です。申請番号4番について補足説明いたします。こちらについては担当の推進委員がご本人に聞き取りをされていますので、そのことにつきましてご報告します。現在、譲受人は団地住まいをされており、畑の方で作物を作りたいということで、農地付空家制度を利用したいとのことです。栽培としては夏野菜を予定しており、トマトやキュウリ等を作りたいとのことです。農機具等ですが、現在、エンジン付き農機具は所有されていません。当面は、鍬や鎌といった手作業で行うということでございます。地域の活動については、自治会に加入して住民との交流を図っていききたいとのことです。農業でわからないことは近所の方に聞きながらやっていきたいということでございます。以上ご報告いたします。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました。質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第77号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第77号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第78号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ議第78号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明いたします。11ページをご覧ください。図面は、13ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。地目は登記簿、現況ともに畑で申請面積は9.99㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は現在の墓地は遠方の急峻な山中にあり、維持管理が困難であるため申請地に移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆。地目は登記簿が田、現況が宅地で申請面積は284㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は車庫、庭で、車庫1棟27.16㎡を建築されます。転用理由は住居の隣接地に車庫を建築し、周囲を庭にしたいとのことです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成9年より庭として利用してしまったと</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>のことで、農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆。地目は登記簿、現況ともに畑で申請面積は8.92㎡です。申請人は、議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑1棟を移転されます。転用理由は墓地が山の中腹にあり崩れる恐れがあるため申請地に移したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
2 番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
2 番	<p>2番です。申請番号2番の案件について、申請者から顛末書が提出されていますので、読み上げます。平成8年に当該地を取得しましたが、面積が大きいということで、一部を畑、一部を住宅用地として農地法の許可を得て取得されました。平成9年に当該地に建物を新築されました。申請地は樹木等を植え、庭として利用されていました。令和元年の農地パトロールの時、転用手続きを行うよう指導があり、農振除外の申請をされ、令和元年8月20日で完了通知が届きました。その後、令和2年3月17日に相続登記を経て、車庫と庭を目的として転用申請をされた次第で、現在に至っています。理由はともあれ無断で転用したこと、知らなかったとはいえ農地法を守らなかったことは誠に申し訳なく、深く反省しております。今後は、農地法を遵守することをお誓い致しますという顛末書が提出されております。審議の程をよろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。 (他に補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第78号農地法第4条の規定による許可申請については、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要の案件です。申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第78号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第79号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ。議第79号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。議案書13ページをご覧ください。図面資料は31ページからです。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は293㎡、地目は議案書の通りです。権</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p> 利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟80㎡を建築されます。転用理由は申請地を取得し居宅を建築するという事です。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。 </p> <p> 申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は1,798㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸借期間は永久、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場、資材置場兼農機具庫、畜舎及び通路で、資材置場兼農機具庫2棟154.8㎡、畜舎1棟23.22㎡、普通自動車18台分、トラック5台分の駐車場を整備されます。転用理由は運送業を営んでおり駐車場が狭いため、申請地を駐車場として使用したい。また、資材置場兼農機具庫、ヤギの畜舎、通路として利用したいということです。始末書が提出されており、農地法の知識不足から、申請が必要と知らず駐車場として利用してしまったということです。なお、資材置場兼農機具庫、ヤギの畜舎につきましては農業用施設届が提出されています。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。なお、本件は、第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。 </p> <p> 申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は297㎡、地目は議案書の通りです。当該申請地は、以前宅地を目的とした5条の転用許可がなされ、今月の総会資料3ページに記載しております許可申請の取り下げがなされたところです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で普通自動車4台分、大型自動車3台分の駐車場を整備されます。転用理由は申請地を譲り受け、従業員、商用車駐車場として利用したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農用地区域外で、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。 </p> <p> 申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は200㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸借期間は永久、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟65.83㎡を建築されます。転用理由は現在、借家に居住しているが狭いため、申請地を借入れ、居宅を建築し転居したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。 </p> <p> 申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆。申請面積は1,086㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は一時転用の使用貸借で、貸借期間は許可の日から令和3年9月30日まで、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は工事中進入路及び資材置場です。転用理由は西側に設置している太陽光パネルを一部撤去する必要となったため、その工事に係る </p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>進入路及び資材置場を整備したいということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号3番と同じです。以上報告します。ご審議よろしくお願ひします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
6 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
6 番	<p>6番です。申請番号2番、1,000㎡以上の土地の案件で、申請人から始末書が提出されていますので、読み上げます。現在、農地法第5条第1項の規定による許可申請を提出していますが、雲南市農業委員会の現地調査の際、当社のトラックを申請地に駐車していました。日頃は申請地に隣接している運送事業用の無蓋車庫に駐車していますが、当日は、たまたま他の車両の出入りの妨げとなったため、とりあえず申請地に駐車いたしました。無蓋車庫に駐車しなればよかったのですが、運転していた社長に急な用事があり、そのままにして出かけ、帰社後、無蓋車庫に駐車しました。また、入り口付近の地盤が軟弱で奥への農業用資材等の運搬に使用している軽トラックの走行に支障が生じたため、バラスを敷きました。その際、法的な手続きをしなければならないことがわかりませんでした。理由の如何にもかかわらず、誠に申し訳なく深く反省しています。今後は違法なことが無いようにいたしますので、今回申請しています農地法第5条第1項の規定による許可をくださいますようお願いいたしますと、始末書が出ております。申請地は道路拡張のための残土置き場として田を利用されていた。これをそのまま買取りされたところです。申請が終わらないうちにトラックの台数が増え、従業員の自家用車を置くところもなく、トラックを動かしてから従業員の自家用車を置くというやり方をしておられた。なかなか、このことがままならないということで車を置いてしまったということでした。申請地の周りは田がありますが、ほとんどが耕作されておらず、周辺の環境への影響は無いと思って現地を見ました。申請地の排水がしっかりしておらず水が湧いてくるところであり、申請後の許可を得られれば水路を作りたいと申請人は言っておられました。皆さんに審議いただき、許可を出していただけるよう依頼されましたのでよろしくお願い致します。</p>
議 長	他に補足説明はございませんか。
1 8 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 8 番	<p>18番です。申請番号5番の件ですが、図面は61ページを広げていただくとわかりやすいと思います。申請地は地図の中央の黒枠でございます。この左手のところに太陽光パネルが設置されております。パネルの下側に〇〇川が流れています。議案の理由欄にあるように、川に近いところに、図面63ページのNo.1に太陽光パネルが設置してありますが、これが川から一定の距離を確保する必要があり、どうやら撤去しなければならないことを島根県から指摘されました。このためにパネルの仮置き、或いは、工事を実施するための進入路として使いたいということでの申請でございます。よろしくご審議いただきたいと思ひます。</p>
議 長	<p>他に補足説明はございませんか。</p> <p>(他に補足説明なし)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、ただ今、事務局並びに担当区域の委員から説明をいたしました、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第79号農地法第5条の規定による許可申請について、はじめに、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が不要である、申請番号2番を除く案件については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第79号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番を除く案件については、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、本案件のうち、島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第79号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号2番については、申請のとおり許可相当であると確認することに決定いたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可を決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議第80号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第80号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書16ページをご覧ください。今回は設定件数24件。内訳は〇〇町8件、〇〇町3件、〇〇町11件、〇〇町2件で、一括方式による転貸、中間管理機構が借り受けるものではありません。借り受け戸数は15戸となっております。この全ての計画とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町の場合がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。</p> <p>あの時計で、14時25分まで、暫時休憩とします。ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する、申請番号11番を除く案件について、〇〇町よりお願いします。</p>
7 番	<p>はい。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 7 番	はい。どうぞ。 7 番です。〇〇町の案件は1 番から8 番までの8 件でございますが、いずれも再設定であり、妥当と判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
9 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
9 番	9 番です。〇〇町の案件は1 9 ページと2 0 ページの9 番と1 0 番の2 件でございます。新規と再設定がありますが、利用権の設定を受ける方が推進委員でもありますし、きちんと農業をなさっておられるということで問題ないと判断しましたので、よろしくお願いいたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
1 3 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
1 3 番	1 3 番です。〇〇町の該当は番号1 2 番から2 2 番までの1 1 件でございます。いずれも再設定であり妥当と判断いたしますのでよろしくお願いいたします。
議 長	次に、〇〇町お願いします。
8 番	はい。
議 長	はい。どうぞ。
8 番	8 番です。案件は2 3 番、2 4 番でございますが、2 点ともこれまでは耕作放棄地になりかけていたところでございます。新規にここを耕作して、野菜を作りたいということでございまして、妥当だと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第8 0 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号1 1 番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第8 0 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号1 1 番を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。初めに、〇〇町分の申請番号1 1 番の案件は、雲南市農業委員会会議規則第1 0 条議事参与の制限により、9 番〇〇委員には、ご退席願います。 (9 番〇〇委員 退席)
議 長	それでは、申請番号1 1 番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より、発表していただきます。
1 8 番	はい。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 1 8 番	はい。どうぞ。 1 8 番です。1 1 番の案件につきましては内容が更新ということになっておりまして、備考欄では使用貸借となったようでございますが、従来から引き続いて耕作されるということですので妥当と判断いたしましたので、よろしくご審議ください。
議 長	ただ今協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	無いようですので質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 8 0 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 1 1 番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第 8 0 号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する、申請番号 1 1 番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。
議 長	1 1 番〇〇委員にはご着席願います。 (1 1 番〇〇委員 着席)
議 長	以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。
事務局	ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。(1 4 : 4 0 終了)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____